

計画の概要・改定の経緯

- 子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく計画
- 福祉、保健、医療、雇用、教育などにわたる子供・子育て支援の総合計画
⇒ 妊娠期から18歳までを対象
- 同時期に改定を行う「子供・若者計画」「社会的養育推進計画」「ひとり親家庭自立支援計画」と整合を図る
- 昨年2月～12月、東京都子供・子育て会議において、計8回にわたり審議
- 都の取組に対する子供の意見を聴くため、7つの学校で出前授業を実施

計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間（第二期計画）
※ 令和4年度に中間の見直しを実施予定

施策の方向性

- 保育サービスの安定的供給を支える保育人材の確保・定着の支援
- 学童クラブの量的・質的拡充と放課後児童支援員の資質向上に向けた取組等
- ゆりかご・とうきょう事業など母子保健施策や、地域の子供・子育て支援施策の推進等

計画の理念

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

計画の目標及び主な内容

目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり

- 妊娠・出産に関する支援の推進
- 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

目標2 乳幼児期における教育・保育の充実

- 就学前教育の充実 ○保育サービスの充実
- 就学前教育と小学校教育との連携

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

- 子供の生きる力を育む環境の整備
- 放課後の居場所づくり

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

- 子供の貧困対策の推進
- 児童虐待の未然防止と対応力の強化
- 社会的養護体制の充実

目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備

- 家庭生活と仕事との両立の実現
- 安心して外出できる環境の整備

今後の予定

パブリックコメント（1月末から30日間を予定）を実施後、3月末に公表